

玉名市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定について、住民の意見を反映させるため、玉名市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
- (2) マスタープランの内容の検討に関すること。
- (3) その他マスタープランの策定に係る重要事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 建設委員長（玉名市議会委員会条例（平成17年条例第189号）第2条第3号の建設委員会の委員長をいう。）
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランの策定の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、前条各号の区分に従い後任者を市長が委嘱する。
- 3 前条第1号及び第3号に掲げる委員については、その所属機関の役職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開く委員

会の会議については、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。